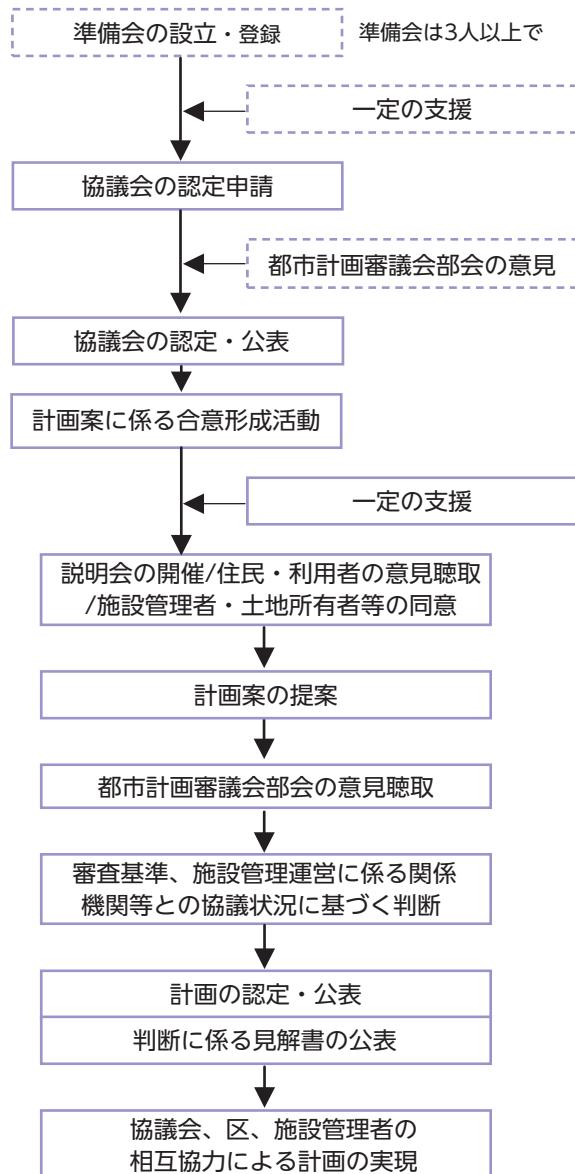


◇施設管理型地区まちづくり(第29条～第33条)

本条例では、住民主体の地区のまちづくりが進められるよう、公園、緑地などの施設について、地区住民や利用者が主体となった管理・利用に関する事項を定める計画（施設管理型地区まちづくり計画）に関する手続などを定めました。

●手続の流れ



●提案者

□ 施設管理型地区まちづくり計画案は、認定された施設管理型地区まちづくり協議会が提案できます。

●協議会の認定要件

- ①設立の目的が本条例の目的に即していること
- ②計画の対象施設が決まっていること
- ③設立の目的について、施設の管理者・土地所有者等・利用者の理解を得ていること
- ④施設周辺の住民、利用者で構成されていること（周辺の住民が過半）
- ⑤施設周辺の住民、利用者の参加の機会が保障されていること
- ⑥代表者、会計等の役員や会則が決まっていること
- ⑦上記のほか区長が必要と認める要件を満たしていること

●計画案の提案要件

- ①施設周辺の住民、利用者への説明会と十分な意見聴取
- ②施設の管理者・土地所有者等の同意

●計画の認定等

- ①P.7の審査基準および施設の管理運営に係る関係機関・団体との協議状況等により判断します。
- ②区は、計画を認定したときは公表します。
- ③協議会、区、施設の管理者は、認定された計画の実現に努めます。

●準備会

□ 当該施設を利用する住民等3人以上で準備会を設立し、区に登録すると、協議会設立のためのまちづくりの支援を受けることができます。